

第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画に向けた  
第3期川崎市子どもの権利委員会意見

2010（平成22）年9月

川崎市子どもの権利委員会

## 目次

I	川崎市子どもの権利に関する行動計画についての意見	1 ページ
II	行動計画の理念と目標	3 ページ
	1 理念	
	2 基本目標	
	3 施策の方向	
III	推進施策	
	施策の方向1 子どもの相談及び救済の充実	4 ページ
	施策の方向2 子どもの意見表明・参加の促進	9 ページ
	施策の方向3 子どもの居場所づくりの促進	12 ページ
	施策の方向4 子どもの権利に関する意識の向上	14 ページ
IV	推進体制	
	1 庁内推進体制の充実・強化	16 ページ
	2 市民、市民グループ、関係団体等との連携・協働	16 ページ
	3 子どもの実態の把握と共有	17 ページ
V	施策の検証及び評価	
	1 行政による自己評価の実施	17 ページ
	2 権利委員会による施策の検証と評価の実施	17 ページ
VI	計画の見直し	17 ページ

## I 川崎市子どもの権利に関する行動計画についての意見

川崎市子どもの権利委員会（以下、権利委員会と略す）は、川崎市子どもの権利に関する条例（以下、権利条例と略す）第 36 条に基づき、第 3 次川崎市子どもの権利に関する行動計画（以下、行動計画と略す）の策定にあたって、以下のような基本方針で意見を提出します。

- 1 第 3 次行動計画は、第 2 次行動計画を基本とする。
  - (1) 第 2 次行動計画が進行中であることをふまえ、なお十分に達成しえないでいる推進施策・具体的な取組・事務事業を強調するとともに、新たな課題に対応する項目を追加するものとする。
  - (2) 行動計画の理念、目標、施策の方向、具体的な取組という構成は踏襲する。また、具体的な取組において、子どもへの支援、個別の支援を必要とする子どもへの支援、子どもの権利を保障する担い手への支援という分類も継承する。
  - (3) 具体的な取組については、不必要な重複を避けるとともに、担当部署が効果的に推進できるよう整理する。
  
- 2 第 3 次行動計画は、これまでの権利委員会の子どもの権利に関する実態・意識調査や検証の結果をふまえて策定する。

特に施策の方向 1「子どもの相談及び救済の充実」については、第 3 期権利委員会の検証、施策の方向 2「子どもの意見表明・参加の推進」については、第 1 期権利委員会の検証や第 1 次行動計画の実施状況、施策の方向 3「子どもの居場所づくりの促進」については、第 2 期権利委員会の検証、施策の方向 4「子どもの権利に関する意識の向上」については、第 1～3 期権利委員会による実態・意識調査等を基にしながら策定する。
  
- 3 第 3 次行動計画は、権利条例に基づいた独自の取組・事務事業に加えて、川崎市が取り組んでいる子どもに関わるさまざまな政策・計画に基づく取組・事務事業と重複するものも多く含んでいる。子どもに関わる施策・事業は子どもにどこ

まで効果が及んでいるかが重要であることをふまえ、子どもの権利の視点から調整し連携を図っていく意味でも、第3次行動計画が川崎市の子どもに関わる計画等の基準になるようなものにする。

子どもの権利に関する施策は、行政だけで実現するものではありません。市民・NPOとの協働が不可欠です。第3次行動計画の策定にあたっては、できる限り市民の意見を聴く機会を設けるようにするとともに、計画策定後には、計画の内容が市民にわかるよう広報・啓発に努めることが必要です。この市民には当然子どもも含まれますので、子どもにはそれにふさわしい方法で取り組むことが大切です。

川崎市の子ども、子育てをめぐる状況は依然厳しいものがあります。この厳しい現状に対応するためにも、国連・児童(子ども)の権利に関する条約やユニセフ「子どもにやさしいまち」プロジェクト等の国際的な動向をふまえつつ、権利条例をいっそう効果的に実施していくことが求められています。川崎市の子どもが安心してしあわせに暮らしていけるよう、第3次行動計画により「子どもの権利を尊重するまちづくり」がいっそう推進されることを願っています。

第3期川崎市子どもの権利委員会  
委員長 荒牧 重人

## Ⅱ 行動計画の理念と目標

### 1 理念

子どもの権利を尊重するまちづくり

### 2 基本目標

目標1 子どもの自己肯定感の向上

目標2 子どもの安心の保障

目標3 子どもの意見表明・参加と

おとなとのパートナーシップの推進

### 3 施策の方向

施策の方向1 子どもの相談及び救済の充実

施策の方向2 子どもの意見表明・参加の促進

施策の方向3 子どもの居場所づくりの促進

施策の方向4 子どもの権利に関する意識の向上

### Ⅲ 推進施策

#### 施策の方向 1 子どもの相談及び救済の充実

<p><b>【推進施策 1】</b></p> <p>子どもがいつでも安心して容易に相談できるよう体制や環境の整備を進めます。相談機関の広報については、子どもに分かりやすく、親しみのある内容になるよう工夫し実施します。子ども自身がいじめや体罰等を受けたときには、SOSを発信できるよう支援します。</p>	
1	<p>子どもが安心して気軽に相談できるよう学校や地域の相談窓口の体制や環境を整備・充実するよう努めます。</p> <p>さらに、人権オンブズパーソンとの連携を図るよう努めます。</p> <p>(人権オンブズパーソン、児童・青少年電話相談、教育相談、24時間いじめ相談ダイヤル、スクールカウンセラー、学校巡回カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心のかけはし相談員、インターネット問題相談窓口、区役所こども相談窓口、思春期保健相談ほか)</p>
2	<p>子どもに直接配付している各種相談カードの配布時期・方法を工夫するとともに、ホームページ等の子ども向け広報を充実します。</p>
3	<p>人権オンブズパーソンが身近に相談できる機関として子どもに周知されるよう学校、施設、地域に出向き、相談及び広報・啓発活動の充実を図ります。</p> <p>(電話・面接相談、巡回相談、子ども教室ほか)</p>
<p><b>【推進施策 2】</b></p> <p>子どもの救済にあたっては、子どもの最善の利益確保の原則に基づき、権利擁護のための必要な支援を行います。そのため、人権オンブズパーソン、児童相談所、区役所の機能等を充実させるとともに一時保護所や児童養護施設をはじめとした施設整備を進めます。</p>	
4	<p>学校をはじめとした公的機関は、子どもの権利擁護のための適正手続を確保します。</p>
5	<p>子どもの最善の利益を確保するため、人権オンブズパーソンの相談・救済機能等の充実に努めます。</p>

〈子どもへの支援〉

6	子ども自身が住んでいる身近な地域において安心して気軽に相談でき支援が受けられるよう、区役所に設置したこども支援室の充実に努めます。	〈子どもへの支援〉
7	児童相談所3か所体制の機能強化、一時保護所の環境整備、児童養護施設の整備推進、児童ファミリーグループホーム及び里親制度の拡充を図ります。さらに、施設退所後のケアにも努めます。	
<p><b>【推進施策 3】</b></p> <p>障がいのある子ども、多様な文化的背景を持つ子ども、不登校の子ども、施設や病院で生活している子ども等、個別の支援を必要とする子どもが置かれている状況に配慮した相談を実施し、救済体制整備に向けた取り組みを進めます。</p> <p>また、虐待を受けた子どもやDV被害者の子どもへの支援施策の積極的な推進を図っていきます。</p>		
8	発達障がいを含む障がいのある子どもの専門的な支援を行なうため施設整備及び精神衛生外来診療を実施します。	〈個別の支援を必要とする子どもへの支援〉
9	こころの健康相談について専門医等との連携を図り思春期外来診療を実施します。また、学校における心の健康相談を実施します。	
10	<p>施設や病院等で生活している子どもに対する措置や治療に関し子ども自身が理解できるよう十分説明するとともに、子どもが置かれている状況に配慮した相談を実施するよう努めます。</p> <p>そのために必要な情報提供や学習・文化へのアクセス機会を確保するよう努めます。</p>	
11	<p>多様な文化的背景を持つ子どもへの支援を充実します。</p> <p>特に、相談カード配布時の説明を分かりやすくし、実際の相談においても日本語指導等協力者の派遣や母語での相談が可能となるよう環境整備を進めます。</p>	
12	川崎市適応指導教室(ゆうゆう広場)を充実します。さらに、不登校家庭訪問員や教育相談員及びメンタルフレンド等の充実を図るとともに情報交換や研修を行います。	

13	要保護児童対策地域協議会をととして、子どもの相談・救済体制の整備を進めます。	〈個別の支援を必要とする子どもへの支援〉
14	川崎市DV被害者支援基本計画に基づいて、DV被害者の子どもへの支援施策を積極的に推進していきます。	
15	児童養護施設に入所する子どもに対して子どもの権利ノートの趣旨の周知に努めます。また、施設管理者に対して、子どもの権利ノートを活用するよう働きかけます。さらに、里親家庭用の子どもの権利ノートの作成に向けて努力します。	
16	個別の支援を必要とする子どもに関わる取り組みを充実します。	
<b>【推進施策 4】</b> 子どもへの権利侵害を防止し、被害を回避するために、子どもの権利や子どもの相談・救済に関する社会的な認識を高めるような広報・啓発に努めます。		
17	子どもの権利や子どもの相談・救済に関する認識を深めるため、保護者、市民、民生委員、人権擁護委員、教職員、行政職員などおとなを対象とした情報提供、学習機会、研修等を充実します。	〈子どもの権利を保障する担い手への支援〉
18	母子健康手帳の交付及び両親学級の開催を通じて子どもの権利の広報啓発を進めます。また保育園・幼稚園、さらに子育て支援センター等において子どもの権利についての保護者への周知を図ります。	
<b>【推進施策 5】</b> 学校において、子どもからのSOSを適切に受け止められるよう、教職員の意識の向上を図り、体罰によらない子どもへの対応が徹底されるよう教職員への啓発に努めます。特にいじめや虐待を受けている子どもに対して、学校内外で速やかに対応できるような体制を整備します。		
19	市内全校の教職員を対象に人権尊重教育研修を実施する等、子どもの権利や子どもの相談・救済に関する意識向上を図ります。  そうした活動を通して、あらためて体罰の禁止を徹底します。	

20	<p>学校巡回カウンセラーやスクールソーシャルワーカーを拡充する等教職員を支える体制をつくります。</p> <p>また、区を単位とした学校支援を強化するとともに、人権オンブズパーソンや児童相談所等と連携し、学校でのいじめ・虐待の早期発見、迅速な対応及び防止に努めます。</p>	〈担い手への支援〉
<p><b>【推進施策 6】</b></p> <p>区役所を中心とした子どもの生活における身近な場所での相談体制を充実し、子ども自身と子育て中のおとなが安心して相談できる体制を一層充実させ子どもへの権利侵害の防止に努めます。</p>		
21	<p>子ども自身が安心して気軽に相談できるよう子どもに関する相談体制の充実を図るとともに、保護者等への支援を強化します。</p> <p>また、区を単位とした学校支援を強化します。</p>	〈子どもの生活に即した身近な相談機関の充実〉
22	<p>男女平等かわさき条例に基づいて、妊娠・出産からの育児にかかる母子相談事業、母子訪問事業を充実させます。</p> <p>それとともに、子育てがづらい等問題を抱えている保護者を対象に、グループカウンセリング等の支援を充実させます。</p>	
23	<p>虐待予防や発達障がいがある子どもへの早期支援につなげるためにも、乳幼児健康診査の受診率の向上を図るとともに受診しない子どもの状況把握に努めます。</p> <p>また、母子健康指導者研修を実施して、養育にかかる相談機能を強化し、乳幼児の健やかな成長を支援します。</p>	
24	<p>子どもの成長を連続的に支援するための保育園・幼稚園・小学校の連携をより一層進めます。</p>	
25	<p>こども家庭センターにおけるスーパーバイザー機能を充実し、区役所との連携を進めます。</p>	
26	<p>児童家庭支援センターにおける相談事業、里親養育相互援助事業、子育て短期利用事業を進めます。</p>	

【推進施策 7】		人権オンブズパーソン機能の充実
人権オンブズパーソン制度において、子どもが相談しやすい体制を整備し、子どもの最善の利益の確保をするよう、相談・救済機能などを充実します。		
27	子ども相談カードの配布、リーフレット、ホームページ等の子ども向け広報を充実します。	
28	身近に相談できる機関として、子どもに周知されるよう学校、施設、地域に向き、相談及び広報・啓発活動の充実を図ります。 (電話・面接相談、巡回相談、子ども教室ほか)	
29	人権オンブズパーソン制度の機能強化に向けて、関係機関との交流、意見交換に努め、分かりやすい活動報告の作成に努めます。	
30	子どもの人権侵害について早期に対応し解決を図るため、関係機関・団体等との連携の充実を図ります。	

## 施策の方向 2 子どもの意見表明・参加の促進

<p><b>【推進施策 8】</b></p> <p>川崎市子ども会議を活性化し、行政区子ども会議や中学校区子ども会議等との効果的な連携を図るなど、市政への子どもの意見表明・参加を促進します。</p>	
31	<p>まちづくりについて提言ができるよう川崎市子ども会議を充実し、その支援を行います。</p> <p>また、まちづくりにおいて多様な形で子どもの意見が反映されるよう取り組みます。</p>
32	<p>行政区・中学校区子ども会議において、子どもの意見表明の場を確保するとともに、子どもを支える体制の整備に努めます。</p>
33	<p>川崎市子ども会議が行政区・中学校区子ども会議等と連携し、子ども集会を開催するなど、子どもの交流を支援します。</p>
34	<p>川崎市子ども会議、行政区・中学校区子ども会議において意見表明・参加の意義や楽しさが伝わるよう広報を工夫します。</p>
<p><b>【推進施策 9】</b></p> <p>学校等における、子どもの意見表明・参加を促進します。</p>	
35	<p>学校教育推進会議を充実させ、子どもの意見表明・参加の促進を支援します。</p>
36	<p>学校行事や生徒会、学校生活における子どもの意見表明・参加の取り組み及びその効果を集約し、学校での実践を支援します。</p>
37	<p>子どもの権利学習を充実し、子どもの参加意欲を促進します。</p>
38	<p>保育推進会議や不登校の子どもの居場所における参加を充実させ、意見表明・参加の促進を支援します。</p>
39	<p>学校以外の日常的な子どもの居場所における、子どもの意見表明・参加の促進を支援します。</p>

子どもの支援

<p><b>【推進施策 10】</b></p> <p>地域において子どもが自発的に、文化的、社会的活動に取組めるよう環境整備に努めます。</p>		<p>〈子どもへの支援〉</p>
40	<p>こども文化センター、わくわくプラザ等の地域の子どもが集い遊ぶ施設で、子どもの意見表明・参加の場となるようこども運営会議を充実します。</p>	
41	<p>子ども向けの広報や副読本を作成するなど子どもの社会参加につながる啓発事業を推進します。</p>	
<p><b>【推進施策 11】</b></p> <p>児童養護施設や病院等で生活している子ども、多様な文化的背景を持つ子ども、障がいのある子ども、不登校の子ども等、個別に支援を必要としている子どもの意見表明・参加を図るためのサポート体制の整備をさらに進めます。</p>		<p>〈個別の支援を必要とする子どもへの支援〉</p>
42	<p>児童養護施設、児童相談所の一時保護所、病院等で生活している子どもへの学習支援の取組をさらに充実し、意見表明・参加のスキル等が身につくように支援します。</p> <p>さらに、さまざまな文化へのアクセス機会を確保するよう努めます。</p>	
43	<p>外国籍親子育児教室の開催・外国語版母子健康手帳の配布・通訳ボランティアの派遣等の保健サービス支援事業を実施し、外国籍の子どもが意見表明・参加ができるように支援します。</p>	
44	<p>子どもに関わる各学校や施設で多文化共生に関わる取り組みを支援し、また、広報紙等でルビふりをはじめ多文化・多言語に対応した取り組みを進めます。</p>	
45	<p>統合保育、特別支援教育、生涯学習において障がいのある子どもの意見表明・参加を重視し、障がいのある子どもの意見表明・参加を進めます。</p>	
46	<p>障がいのある子どもが地域活動に参加しやすいように障害児タイムケア事業を始めとした各種障がい福祉サービスを整備します。</p>	
47	<p>「心のかげはし相談員」の配置、全中学校へのスクールカウンセラーの配置等を通して、不登校の子どもへの支援に努めます。</p>	

<p><b>【推進施策 12】</b></p> <p>乳幼児が、安心して周りのおとなとかかわりが作れ、子ども同士の交流が持てるような環境を整備し、乳幼児に関わるおとなへの支援を充実します。</p>		〈個別の支援を必要とする子どもへの支援〉
48	<p>地域や関係機関との連携で、乳幼児を持つ親が子どもの思いを受け止め、安心して子育てができるよう支援を充実します。</p>	
49	<p>乳幼児が家庭において、子どもの権利の視点から位置づけられるよう保護者に啓発します。</p>	
50	<p>乳幼児が家庭において、子どもの権利の視点から位置づけられるよう保護者に啓発します。</p>	
<p><b>【推進施策 13】</b></p> <p>子どもの意見表明・参加の意義やその支援のあり方などについての啓発に努めるとともに、子どもに関わる人や支える人を支援します。</p>		〈子どもの権利を保障する担い手への支援〉
51	<p>川崎市子ども会議サポーター養成講座等を通して、地域における子ども参加を支える人を支援します。</p>	
52	<p>かわさき子どもの権利の日事業を通して子どもの意見表明・参加の意義についての広報・啓発に努めます。</p>	
53	<p>子どもの権利に関する認識を深めるため、意見表明・参加の意義について保護者、教職員、子どもに関わる施設、児童養護施設等の職員及び里親等おとなを対象とした学習機会の提供、情報提供、研修等を充実します。</p>	

### 施策の方向3 子どもの居場所づくりの推進

<p>【推進施策 14】</p> <p>子どもが利用する施設においてその運営や事業等に、子どもの参加を一層進めます。また、子どもが安心して過ごせるよう居場所の環境の整備を進めます。</p>	
54	<p>「子ども夢パーク子ども運営委員会」、こども文化センターにおける「子ども運営会議」を充実させ、子どもの意見を施設整備や事業運営に反映させます。</p> <p>また、事業の企画・実施等への子どもの主体的な参加を推進します。</p>
55	<p>こども文化センター及びわくわくプラザ室の狭あい解消等施設整備を進めます。</p>
56	<p>青少年関連施設等において、子どもの意見を施設運営等に取り入れ、子どもが安心して過ごせるような居場所の環境整備に務めます。</p>
57	<p>子どもの居場所において、子どもが安心してSOSを発信できるよう支援します。</p>
58	<p>乳幼児が安心して過ごせるような居場所づくりを充実させます。</p>
<p>【推進施策 15】</p> <p>地域における中学生・高校生世代の子どもの居場所づくりを推進します。</p>	
59	<p>子ども夢パーク事業において音楽スタジオを利用する子どもへの支援を充実させるなど、中学生・高校生世代の居場所づくりを推進します。</p>
60	<p>中学生・高校生世代の子どもを対象とした、文化・芸術活動をとおして子どもの居場所づくりを推進します。</p>
61	<p>こども文化センターの中学生・高校生世代居場所づくりを推進します。</p>

〈子どもへの支援〉

<p><b>【推進施策 16】</b></p> <p>不登校の子どもが安心していただける場づくりを進め、学校・地域・社会への参加に向けた支援に努めます。</p>	
62	<p>川崎市適応指導教室（ゆうゆう広場）を充実します。</p> <p>また不登校家庭訪問員や教育相談員及びメンタルフレンドの充実を図ります。</p>
63	<p>子どもにふさわしい支援を行うため、不登校対策連絡協議会を充実し、特定非営利活動法人を含む関係機関等との連携を進め、不登校の子どもの居場所づくりを推進します。</p>
<p><b>【推進施策 17】</b></p> <p>子どもが利用する施設等のバリアフリー化を進め、子ども同士、保護者の交流が進むよう障がいのある子どもが活動しやすくなるような環境を整備します。</p>	
64	<p>子どもが利用する施設のバリアフリー化を進めます。</p>
65	<p>障害児タイムケア事業をはじめとした各種障がい福祉サービスを充実します。</p>
66	<p>特別支援教室や特別支援学校の充実を図り、個別の支援を進めるとともに障がいに関する理解を深め、子どもと保護者の相互交流を進めます。</p>

〈個別の支援を必要とする子どもへの支援〉

## 施策の方向4 子どもの権利に関する意識の向上

<p>【推進施策 18】</p> <p>子どもが子どもの権利について学習ができるよう条件整備と支援を進めます。特に学校における権利学習を進めます。</p>		
67	<p>カリキュラムの中での位置づけと工夫、教材の開発、教育・学習方法の研究等への支援を充実させます。</p> <p>また権利学習講師派遣事業及び権利学習についての資料等を充実します。</p>	<p>〈子どもへの支援〉</p>
68	<p>川崎市子ども会議や子ども夢パークをはじめ、子どもの居場所や活動する場における子どもの権利学習を支援します。</p>	
69	<p>「こどもページ」を子どもたちが楽しく親しみの持てるよう内容を充実します。</p> <p>また「こどもページ」作成に子どもが参加し、子どもの意見を反映します。</p>	
<p>【推進施策 19】</p> <p>個別の支援を必要とする子どもが子どもの権利について気づいたり学んだりできるよう支援します。</p>		
70	<p>日本語指導等協力者派遣事業を推進し、生活言語及び学習言語の習得を充実します。</p>	<p>〈個別の支援を必要とする子どもへの支援〉</p>
71	<p>多様な文化的背景のある子ども、不登校の子ども、障がいのある子ども等が子どもの権利について学習する際にその方法を工夫します。</p>	
72	<p>児童養護施設に入所する子どもに対して子どもの権利ノートの趣旨の周知に努めます。</p> <p>また、施設管理者に対して、子どもの権利ノートを活用するよう働きかけます。</p>	

【推進施策 20】

学校や社会教育の実践及び母子保健事業等により、おとなを対象とした子どもの権利に関する学習を進めるなど啓発を進めます。また、子どもの権利について理解を深めるため、職員に対する啓発及び研修を充実させます。

73	かわさき子どもの権利の日事業を市民参加のもとでさらに充実します。
74	子どもの権利の日週間を中心とした、権利学習の公開授業を進めます。また、実施状況を調査し、学校での取り組みが充実するよう支援します。
75	「子どもの権利 Q&A」「条例パンフレット」に子どもの意見を取り入れ、効果的に配付し、活用を促します。
76	親・地域・教職員、保育園等のおとなを対象とした研修を充実し、子どもの権利に関する理解がさらに深まるよう、啓発に努めます。
77	保健福祉センターにおける両親学級等で、子どもの権利に関する啓発に努めるとともに、保健師の研修を進めます。
78	子ども夢パーク・こども文化センター・わくわくプラザにおけるスタッフを対象とした子どもの権利に関する研修等を支援します。
79	青少年育成団体、社会教育関係団体、子どもに関わる活動をしている市民グループ及び関係機関への情報提供を充実させるとともに、連携を進めます。
80	行政職員を対象とした研修を充実し、子どもの権利に関する理解がさらに深まるよう啓発に努めます。

〈子どもの権利を保障する担い手への支援〉

## IV 推進体制

### 1 庁内推進体制の充実・強化

#### (1) 子ども支援施策の一元化の推進

市民・こども局、こども本部を中心に子ども支援に関する総合調整機能や、成長や地域特性に対応した機能の強化を図ることにより、生まれる前から青年期に至るまでの全ての子ども支援の施策を一体的に推進します。また、区役所との連携の強化を図り、地域社会全体で子育てや子どもの成長の支援を強化します。

#### (2) 地域における子ども支援の充実・強化

区における「地域の総合的な子ども支援拠点」として「こども支援室」を中心に、学校をはじめとする関係機関や団体との連携を図るとともに、子どもに関する相談や保健・福祉サービスの提供など、子ども支援に関する施策を総合的に推進します。

#### (3) 全庁的な調整・連携の強化

川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議子どもの権利施策推進部会を充実し、子どもに関する施策の組織的・横断的な連携を強化します。

### 2 市民、市民グループ、関係団体等との連携・協働

(1) 子どもに身近なところで関わりを持っている市民、市民グループ、関係団体等との連携や協働を推進します。

(2) 市民グループ等との連携や協働にあたっては、それぞれの立場を尊重し、目的や課題を共有し、役割を明確にするなど自治基本条例に基づく関係づくりに努めます。

(3) 関係機関とのネットワーク化を推進し、実効性のある子どもの権利保障に努めます。

### 3 子どもの実態の把握と共有

各種調査により子どもの実態を把握し、その情報の共有と事業への反映に努めます。

## V 施策の検証及び評価

### 1 行政による自己評価の実施

- (1) 権利委員会（子どもの権利条例第 38 条に基づき設置）への諮問事項に関わる施策について、権利委員会から示された指標に基づき、自己評価を行い公表します。
- (2) 第 2 次行動計画の実施結果について、所管部署における自己評価を行い、権利委員会に評価を求めその結果を公表します。
- (3) 本行動計画については、毎年度進捗状況を把握するとともに、計画の終了時において計画全体の自己評価を実施し、権利委員会の評価を求めその結果を公表します。

### 2 権利委員会による施策の検証と評価の実施

- (1) 人権、教育、福祉等の子どもに関わる分野の学識経験者と公募の市民で構成された権利委員会により、本市の子どもに関する施策について総合的・客観的な検証を実施します。
- (2) 検証においては、子どもの権利に関する実態・意識調査を実施し、本市における子どもの権利保障の状況を把握します。また、市に対し子どもに関する施策についての自己評価を求め、その内容について総合的な評価を行います。

## VI 計画の見直し

第 2 次行動計画の評価、第 4 期権利委員会による検証結果等を踏まえ総合的に検討し、2013（平成 25）年度末までに本計画の見直しを行いません。

第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画に向けた  
第3期川崎市子どもの権利委員会意見

2010（平成22）年 9月

川崎市子どもの権利委員会

[事務局] 川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室（子どもの権利担当）

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2344 ファックス 044-200-3914